



てき丸君News 第41号

発行：公益社団法人全国産業廃棄物連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3丁目1番17号

TEL 03-3224-0811 FAX 03-3224-0820

<http://www.zensanpairen.or.jp>

第35回理事会を開催

当連合会の第35回理事会を7月11日に開催しました。

今回の理事会では、①地域協議会役員について、②委員会委員及び部会運営委員等の選任について、③全国産業廃棄物連合会会計処理規程の一部改正について、④全国産業廃棄物連合会事務局規則の一部改正について、⑤平成29年度適正処理推進事業等活動支援金交付について、⑥保存期間経過後会計関係書類の処分について、の4つの議案を審議し、連合会法人名称の変更に関する協議等も行いました。

また、報告事項では、11月17日に高知市で開催する「第16回産業廃棄物と環境を考える全国大会」の準備状況等を報告しました。
(総務部・古川)

全国正会員事務局責任者会議を開催

平成29年度第1回正会員事務局責任者会議を7月28日、東京都港区のアジュール竹芝で開催しました。今回の事務局責任者会議は、平成29年度における事業運営の概要として①平成29年度事業計画骨子、②全国産業廃棄物連合会名称変更に係る検討状況、③産業廃棄物処理業における人材育成、④労働災害防止計画の平成29年度事業方針、⑤低炭素社会実行計画の実施等を議題としました。
(総務部・古川)



委員会・部会便り

●最終処分部会・処分場早期安定化分科会●

平成29年度第1回分科会を7月4日～5日に熊本市において開催しました。

当日は、台風3号が接近する予報であったため、開始時間を1時間繰り下げて開始しましたが、一般社団法人熊本県産業資源循環協会関係者の方6名を含め、全国から34名の方に出席頂きました。

議題は、①熊本地震における災害廃棄物の処理について、②最終処分場の維持管理に係るアンケート調査結果、③維持管理マニュアルの改訂、④水銀廃棄物規制、⑤埋立処分委託契約書でした。最初の議題は、平成28年4月に発災した熊本地震に係る災害廃棄物処理対応について、熊本県協会の加久専務理事からご報告頂き、意見交換を行いました。二つ目の議題は、福岡大学の柳瀬教授からアンケート調査結果の概要について紹介がありました。翌日は、①エコアくまもと、②有限会社オー・エス収集センター、③熊本県災害廃棄物二次仮置場を見学しました。
(調査部・香川)

●医療廃棄物部会●

平成29年度第1回医療廃棄物部会運営委員会を7月14日(金)に開催しました。当日は、環境省廃棄物規制課のご臨席を賜り、活発な意見交換が行われました。その他の議題は、産業廃棄物埋立処分委託契約書標準様式、水銀廃棄物でした。
(調査部・日浦)

●マニフェスト推進委員会●

平成29年度第1回マニフェスト推進委員会を7月28日(火)に開催しました。議事は次のとおり。

○議題：電子マニフェスト関連事業、紙マニフェストの新事業、緊急時マニフェスト業務手順、協会貸与プリンタの取扱い、消費税増税対応

○報告：水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等とマニフェスト、紙マニフェストと電子マニフェストの利用状況
(調査部・日浦)

広島県協会 第1回安全大会を開催

一般社団法人広島県資源循環協会（榎岡達真会長）は、平成29年7月11日に広島県情報プラザにおいて、初の「安全大会」を開催しました。同じく初の試みである昨年策定した「第1次労働災害防止計画」に基づく取組みの一つとして安全衛生委員会（三谷委員長等委員10名）を中心に企画したものです。

大会は、中川副会長の「開会宣言」に続いて、榎岡会長が経緯を交えた「開会挨拶」を行い、その後、金島安全衛生委員による「安全標語」入選作発表と、会長による最優秀賞授与が行われました。

「安全標語」は、安全衛生委員会が企画したイベントで、協会会員から標語を募集し、委員会で入選作の選定を行いました。今回応募された18社約90名の142点から、最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作7点の計10点の入選作を選定しました。入選者には、協会から表彰状と記念品が贈られました。

表彰式の後、来賓の広島労働局健康安全課の森岡専門官より開催を祝うご祝辞を頂きました。

続いて、三谷委員長が「第1次労働災害防止計画」の趣旨、策定経緯、計画目標、取組内容、関係資料の活用等について説明した後、中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンターの山岡所長より、「…『注意せよ!』の背景に潜む労働災害…」と題する70分間のご講演を頂きました。

その後、JFE環境株式会社西日本本部の城戸製鉄作業所所長より「製鉄作業所の安全活動」と題した事例発表があり、パワーポイントを使って、同社の工程や個々の安全対策について、具体的に説明して頂きました。

最後に、折出副会長による安全宣言の読上げと参加者による唱和が行われ、西本安全衛生委員が閉会を宣して2時間の大会を終了しました。
（報告・一般社団法人広島県資源循環協会）



安全標語【最優秀賞】

気を抜くな
毎日変わる
危険箇所



安全標語の表彰式の様子

官公庁関係ニュース

【環境省】

◇省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業・2次公募

https://www.jwrf.or.jp/subsidiary/save_co2/current/about_secondary.html#

◇LED照明導入促進事業・2次公募

http://www.eta.or.jp/briefing/17_1_1led/170712.php

◇低炭素杯2018

<https://www.zenkoku-net.org/teitansohai/>

◇CO2削減ポテンシャル診断推進事業のうち低炭素機器導入事業の2次公募

<http://lcep.jp/h29/setsubi/koubo.html>

**平成29年度産業廃棄物処理実務者研修会 基礎コース
一学ぼう産廃 あなたの知識の再確認一**

「改正廃棄物処理法」（6月16日公布）も紹介します！

※本研修会は、継続学習制度（CPDS）の講習会
（一般社団法人全国土木施工管理技士連合会）に認定されています。

1. 目的

この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト（産業廃棄物管理票）、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的としております。

産業廃棄物処理の実務を行ううえで、排出事業者も処理業者もやらなければならないこと、知らなければならないことは、たくさんあります。実務を学んで産業廃棄物処理の適正処理を進めましょう！

2. 受講対象者：排出事業者及び処理業者における産業廃棄物を取り扱う実務担当者

3. 開催期日

	開催地	開催期日	会場名	定員
1	広島県	平成29年 8月24日(木)	広島県情報プラザ	150
2	長崎県	平成29年10月 5日(木)	長崎県勤労福祉会館	150
3	熊本県	平成29年10月20日(金)	メルパルク熊本	120
4	群馬県	平成29年11月 8日(水)	前橋問屋センター	150
5	石川県	平成29年11月21日(火)	石川県地場産業振興センター	100
6	京都府	平成30年 1月18日(木)	京都テルサ	150
7	高知県	平成30年 1月24日(水)	高知会館	150
8	東京都	平成30年 2月 6日(火)	ベルサール西新宿	150
9	滋賀県	平成30年 2月16日(金)	ピアザ淡海	150
10	香川県	平成30年 2月21日(水)	ホテルマリンパレスさぬき	150
11	岐阜県	平成30年 3月 2日(金)	OKBふれあい会館	120

4. 研修内容（受付は午前9：30からです。）

10:00	12:00	12:50	13:10	14:30	16:00	16:30
産業廃棄物処理の基礎	昼休み	質疑応答	産業廃棄物の委託 処理と委託契約	産業廃棄物管 理票・帳簿	質疑応答・ 修了証の交付	

5. 受講料（テキスト代含む）：7,200円（税込）

6. 受講申込・問合せ先

受講を希望される方は、(公社)全国産業廃棄物連合会のHP (<http://www.zensanpairen.or.jp>) から
のインターネット申込み又は受講申込書を下記問い合わせ先より入手いただきFAXにてお申込下さい。

なお、各会場は、定員になり次第、締め切らせて頂きます。

〈問合せ先〉(公社)全国産業廃棄物連合会 事業部

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F

TEL 03-3224-0811 <http://www.zensanpairen.or.jp>

7. 実施機関 (公社)全国産業廃棄物連合会

協力機関

- (公社)群馬県環境資源創生協会、(一社)東京都産業廃棄物協会、(一社)石川県産業廃棄物協会、
- (一社)岐阜県産業環境保全協会、(一社)滋賀県産業廃棄物協会、(公社)京都府産業廃棄物協会、
- (一社)広島県資源循環協会、(一社)香川県産業廃棄物協会、(一社)高知県産業廃棄物協会、
- (一社)長崎県産業廃棄物協会、(一社)熊本県産業資源循環協会

●INDUST 8月号特集「産廃判例に学ぶ」●

廃棄物処理法は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目標に掲げています。法律を解釈し、適用したり遵守したりするのは人であるために、その解釈は同一であるとは限りません。法的紛争としての裁判は、廃棄物処理法を人が動かしているがゆえに発生します。

裁判所は、判決を通して、一つの法的解釈を提示します。その内容は、同種事案を抱える処理業者にとっても参考になります。法改正のヒントを提供している場合もあります。法解釈のブレは、少ないことにこしたことはありません。廃棄物処理法を、より適切なものにするため、国、自治体、排出事業者、処理業者、研究者のそれぞれが、立場の違いはあれども、その考えを発信し、議論を重ねる必要があります。

今月号の特集は、2015年以降に下された廃棄物処理法に関する重要な判決15件をとりあげ、紹介・解説します。
(事業部・東方)

- 主な行事予定 - (8月23日～9月29日)

【8月】

- 23日 第9回タスクフォース2会合
- 24日 産業廃棄物処理実務者研修会 (広島)
能力アップセミナー講師打合せ
- 29日 第1回建設廃棄物部会運営委員会
- 30日 第1回中間処理部会運営委員会

【9月】

- 6日 法制度対策委員会
- 7日 収集運搬部会運営委員会
- 13日 最終処分部会運営委員会
- 20日 産業廃棄物処理業務研修会
中間処理業務 (東京)
青年部協議会幹事会
- 21日 安全衛生委員会
- 28日 能力アップセミナー (~29日 現業)

